

都市計画法に基づく開発行為許可等手数料【上富良野町手数料条例抜粋】

<p>52 都市計画法第29条第1項又は第2項の規定に基づく開発行為の許可の申請に対する審査</p>	<p>開発行為許可申請手数料</p>	<p>ア 主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為の場合 次に掲げる開発区域の面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 開発区域の面積が0.1ヘクタール未満のとき 9,500円</p> <p>(イ) 開発区域の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のとき 23,000円</p> <p>(ウ) 開発区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のとき 47,000円</p> <p>(エ) 開発区域の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のとき 94,000円</p> <p>(オ) 開発区域の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満のとき 140,000円</p> <p>(カ) 開発区域の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満のとき 187,000円</p> <p>(キ) 開発区域の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満のとき 234,000円</p> <p>(ク) 開発区域の面積が10ヘクタール以上のとき 327,000円</p> <p>イ 主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為の場合 次に掲げる開発区域の面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p>
--	--------------------	---

		<p>(ア) 開発区域の面積が0.1ヘクタール未満のとき 14,000円</p> <p>(イ) 開発区域の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のとき 33,000円</p> <p>(ウ) 開発区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のとき 70,000円</p> <p>(エ) 開発区域の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のとき 131,000円</p> <p>(オ) 開発区域の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満のとき 215,000円</p> <p>(カ) 開発区域の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満のとき 290,000円</p> <p>(キ) 開発区域の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満のとき 365,000円</p> <p>(ク) 開発区域の面積が10ヘクタール以上のとき 514,000円</p> <p>ウ その他の場合 次に掲げる開発区域の面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 開発区域の面積が0.1ヘクタール未満のとき 94,000円</p> <p>(イ) 開発区域の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のとき 140,000円</p> <p>(ウ) 開発区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のとき 210,000円</p> <p>(エ) 開発区域の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満の</p>
--	--	---

		<p>とき 280,000円</p> <p>(オ) 開発区域の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満のとき 421,000円</p> <p>(カ) 開発区域の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満のとき 552,000円</p> <p>(キ) 開発区域の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満のとき 710,000円</p> <p>(ク) 開発区域の面積が10ヘクタール以上のとき 944,000円</p>
<p>53 都市計画法第35条の2第1項の規定に基づく開発行為の変更の許可の申請に対する審査</p>	<p>開発行為変更許可申請手数料</p>	<p>ア 主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為に関する設計の変更の許可の申請に係る審査（エに掲げるものを除く。）次に掲げる開発区域の面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 開発区域の面積が0.1ヘクタール未満のとき 900円</p> <p>(イ) 開発区域の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のとき 2,300円</p> <p>(ウ) 開発区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のとき 4,700円</p> <p>(エ) 開発区域の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のとき 9,400円</p> <p>(オ) 開発区域の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満のとき 14,000円</p> <p>(カ) 開発区域の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満のと</p>

		<p>き 19,000円</p> <p>(キ) 開発区域の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満のとき 23,000円</p> <p>(ク) 開発区域の面積が10ヘクタール以上のとき 33,000円</p> <p>イ 主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為に関する設計の変更の許可の申請に係る審査（オに掲げるものを除く。）次に掲げる開発区域の面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 開発区域の面積が0.1ヘクタール未満のとき 1,400円</p> <p>(イ) 開発区域の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のとき 3,300円</p> <p>(ウ) 開発区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のとき 7,000円</p> <p>(エ) 開発区域の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のとき 13,000円</p> <p>(オ) 開発区域の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満のとき 22,000円</p> <p>(カ) 開発区域の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満のとき 29,000円</p> <p>(キ) 開発区域の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満のとき 36,000円</p>
--	--	--

		<p>(ク) 開発区域の面積が10ヘクタール以上のとき 51,000円</p> <p>ウ その他の開発行為に関する設計の変更の許可の申請に係る審査（カに掲げるものを除く。）次に掲げる開発区域の面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 開発区域の面積が0.1ヘクタール未満のとき 9,400円</p> <p>(イ) 開発区域の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のとき 14,000円</p> <p>(ウ) 開発区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のとき 21,000円</p> <p>(エ) 開発区域の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のとき 28,000円</p> <p>(オ) 開発区域の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満のとき 42,000円</p> <p>(カ) 開発区域の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満のとき 55,000円</p> <p>(キ) 開発区域の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満のとき 71,000円</p> <p>(ク) 開発区域の面積が10ヘクタール以上のとき 94,000円</p> <p>エ 主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為に関する都市計画法第30条第1項第1号から第4号までに掲げる事項の変更の許可の申請に係る審査（新たな土地の開発</p>
--	--	---

		<p>区域への編入に係るものに限る。) 新たに編入される開発区域の面積 (以下この項において「編入面積」という。) について、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 0.1ヘクタール未満のとき 9,500円</p> <p>(イ) 0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のとき 23,000円</p> <p>(ウ) 0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のとき 47,000円</p> <p>(エ) 0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のとき 94,000円</p> <p>(オ) 1ヘクタール以上3ヘクタール未満のとき 140,000円</p> <p>(カ) 3ヘクタール以上6ヘクタール未満のとき 187,000円</p> <p>(キ) 6ヘクタール以上10ヘクタール未満のとき 234,000円</p> <p>(ク) 10ヘクタール以上のとき 327,000円</p> <p>オ 主として住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為に関する都市計画法第30条第1項第1号から第4号までに掲げる事項の変更の許可の申請に係る審査 (新たな土地の開発区域への編入に係るものに限る。) 編入面積について、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 0.1ヘクタール未満のとき</p>
--	--	--

		<p>14,000円</p> <p>(イ) 0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のとき 33,000円</p> <p>(ウ) 0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のとき 70,000円</p> <p>(エ) 0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のとき 131,000円</p> <p>(オ) 1ヘクタール以上3ヘクタール未満のとき 215,000円</p> <p>(カ) 3ヘクタール以上6ヘクタール未満のとき 290,000円</p> <p>(キ) 6ヘクタール以上10ヘクタール未満のとき 365,000円</p> <p>(ク) 10ヘクタール以上のとき 514,000円</p> <p>カ その他の目的で行う開発行為に関する都市計画法第30条第1項第1号から第4号までに掲げる事項の変更の許可の申請に係る審査（新たな土地の開発区域への編入に係るものに限る。）編入面積について、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 0.1ヘクタール未満のとき 94,000円</p> <p>(イ) 0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のとき 140,000円</p> <p>(ウ) 0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のとき 210,000円</p> <p>(エ) 0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のとき 280,000円</p> <p>(オ) 1ヘクタール以上3ヘクタール未満のとき 421,000円</p> <p>(カ) 3ヘクタール以上6ヘクタール未満のとき 552,000円</p>
--	--	--

		<p>(キ) 6ヘクタール以上10ヘクタール未満のとき 710,000円</p> <p>(ク) 10ヘクタール以上のとき 944,000円</p> <p>キ その他の変更の許可の申請に係る審査 10,000円</p>
54 都市計画法第41条第2項ただし書（同法第35条の2第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築の許可の申請に対する審査	用途地域の定められていない土地の区域内における建築物建築特例許可申請手数料	49,000円
55 都市計画法第42条第1項ただし書の規定に基づく建築等の許可の申請に対する審査	予定建築物等以外の建築等許可申請手数料	27,000円
56 都市計画法第45条の規定に基づく開発許可を受けた地位の承継の承認の申請に対する審査	開発許可地位承継承認申請手数料	<p>ア 承認申請をする者が行おうとする開発行為が、主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行うもの又は主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであって開発区域の面積が1ヘクタール未満のものである場合 1,900円</p> <p>イ 承認申請をする者が行おうとする開発行為が、主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであって開発区域の面積が1ヘクタール以</p>

		上のものである場合 3,000円 ウ その他の場合 19,000円
57 都市計画法第47条第 5項の規定に基づく登 録簿の写しの交付	開発登録簿の写しの交付手 数料	用紙1枚につき 500円